

平成19年度包括外部監査結果報告書 指摘事項の措置状況 テーマ

ページ	項目	指摘事項	担当部署	措置状況	対応区分
P99	第2章 テーマ 市税の賦課及び 徴収に関する事務 第11 システム 監査 (6)	情報機器の保守点検のため外部へ搬出する場合について、機器の中に情報が残ったまま搬出され、情報漏洩が起こらないようにする必要がある。データについては削除して搬出するようにしているとのことであったが、ハードディスクに保存してある情報の場合は、通常の削除では復活できる場合がある。外部でどのような扱いを受けても情報漏えいがないように、外部搬出時での処理の手順を文書化することが必要である。	情報政策課	<p>情報機器のリース満了における返却及び廃棄において、専用ソフトウェアによるハードディスクの完全消去または物理的破壊により機器内に情報が残らないように対応しております。また、保守につきましては、オンサイトによる作業を条件としておりますので、基本的に外部搬出は発生しません。ただし、やむを得ず外部搬出する場合は、リース満了や廃棄のときと同様に、ハードディスクの完全消去により搬出することとしております。</p> <p>手順書につきましては、平成22年7月から庁内WEB掲示板に掲載することにより、全職員が閲覧できる環境を整備し、啓発のためIT担当者研修等で伝達するよう改善しました。(平成23年1月)</p>	措置済

(公表日 23年2月23日)